

令和7年4月10日(木)午後3時30分より、4月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場3階大会議室にて開催した。

議題 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可)
議案第2号 農用地利用集積等促進計画における所有権移転について(推進機構)
議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)(6月分)について
議案第4号 あっせん申し出について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
その他

次回農業委員会開催期日 (予定) 令和7年5月9日(金) 午前9時30分より

【出席委員】 1番 平田和昭 2番 平城寿永 3番 棚町泰 4番 中原信介
5番 辻広幸 6番 成富敬子 7番 原稔 8番 中山忠文
9番 白石季丈 10番 大石功一 11番 柳繁彰 12番 秋吉良一
13番 重松栄一 14番 平田雅治 15番 平田秀樹
16番 青木照 17番 棚町和徳 18番 中野浩行
【欠席委員】 19番 高木晋介

事務局 矢永 孝治 辻 祐介 田口 望

議長 柳 本日の議事録署名人は17番、18番の方をお願いします。

事務局 矢永 (付議事項の朗読)

付議事項 (議事録署名委員の指名17番、18番)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可)

●●氏 外5名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農用地利用集積計画における所有権移転について

議案第3号 農地利用集積等促進計画(案)(6月分)について

議案第4号 あっせん申し出について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番は畑1筆142㎡の贈与です。

議長 柳 担当委員さんから何かありますか。

14番 平田委員 問題ありません。申請者と所有者は本家と新家の関係です。

事務局 辻 申請者が農地の隣に家を建てるようで、家庭菜園として使いたいようです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第1号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号2番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 田1筆1, 573㎡の売買です。

議長 柳 担当委員さんから何かありませんか。

17番 棚町委員 問題ないです。申請者は隣の農地を耕作してあります。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第1号3番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 畑1筆292㎡の売買です。

議長 柳 担当委員さんから何かありませんか。

18番 中野委員 特に問題ないです。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第1号4番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 田1筆200㎡の贈与です。申請者の農地所有面積が少ないため、説明に来ていただいています。

議長 柳 担当委員さん、贈与とのことですが、申請者と所有者は親戚かなにかですか？

16番 青木委員 所有者は義理のおばです。

申請者入室

議長 柳 農地を所有しておらず、農機具もないようなので、どういった作業をされるのか聞

いておきたいと思い、お呼び建てしました。

申請者 自家用野菜を作ろうと思っています。

議長 柳 ここは水がかかるのではないですか。

16番 青木委員 もともと地上げしてあって水は入らないようになっています。

議長 柳 放棄地になると困るので、きちんと耕作してください。

申請者 はい、わかりました。

議長 柳 採決を採りますので、少し外にお願いします。

申請者退出

議長 柳 それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第1号5番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 田1筆2, 410㎡の売買です。

議長 柳 担当委員さんから何かありませんか。

3番 棚町委員 この場所は美田で、昔からこの一帯はよく米がとれるところです。次の議案第1号6番が隣で、セット購入される予定です。印鑑をもらいに来られた際に、農業にとっても関心がある話をしてあったので、特に問題ないと思います。

議長 柳 他に何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第1号6番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 田1筆657㎡の売買です。

議長 柳 担当委員さん問題ないですか。

3番 棚町委員 問題ないです。

議長 柳 それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。続きまして、議案第2号の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号1番 農用地利用集積等促進計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については田3筆5, 386㎡の売買で■■■■■■■■■■円です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第2号2番 農用地利用集積等促進計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 2番については田3筆、畑1筆7、184㎡の売買で■■■■■■■■■■円です。
議長 柳 申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。
全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第2号3番 農用地利用集積等促進計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 3番については田1筆、畑2筆3、857㎡の売買で■■■■■■■■■■円です。
議長 柳 それでは申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。
全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第2号4番 農用地利用集積等促進計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 審議番号1～3番を買う人の案件になります。
議長 柳 それでは申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。
全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第3号の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 中間管理機構を通して農地の貸し借りをする案件になります。町の地域計画に基づいて貸し借りをするので、農業委員会の意見を聞く案件になります。
議長 柳 それでは採決を採ります。議案第3号、問題なしと判断してよろしいでしょうか。
全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第4号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 借入希望で、町内どこでもいいという話です。米麦・野菜を作る予定です。町内に引っ越してきて農業を始めたいということです。町の新規就農の担当とも話をしています。大堰地区がいいともおっしゃっていましたが、農地を借りれるならどこでもいいということでした。
議長 柳 農業経験も農機具もないので、もう少し計画をしっかりと練ってからでないと、あっせん農地を探すのは難しいですね。
報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約がっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。
それではこれで全ての議事の審議を終わります。